

三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金 第5期

申請の手引き

作成：令和8年4月10日

三重県

お問い合わせ先

三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター

TEL：0120-778-232

受付時間：平日9:00～17:00（土日祝および年末年始を除く）

なお、本手引きは、交付要領に準じて事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。最新版をHPに掲載していますので適宜ご確認をお願いいたします。

1 目次

1	目次	1P
2	支援金の概要	2P
(1)	目的	3P
(2)	「特別高圧電力」とは	3P
(3)	支援対象者	4P
(4)	第5期 支援対象期間	5P
(5)	第5期 支援額	6P
(6)	第5期 交付申請期間	7P
(7)	第5期 手続きの流れ	7P
(8)	定義1：中小企業者等とは	8P
(8)	定義2：中小企業者とは	8P
(8)	定義3：小規模企業者とは	8P
(8)	定義4：みなし大企業とは	9P
(8)	定義5：商業施設等とは	9P
3	申請方法	10P
(1)	第5期 WEB申請方法	11P
(2)	第5期 郵送申請方法	11P
(3)	第5期 関係書類	12P
	特別高圧電力を受電する商業施設等一覧	13P
(様式第1号)	第5期 交付申請書兼請求書（法人の場合）	14P
(様式第1号)	第5期 交付申請書兼請求書（個人事業主の場合）	15P
(様式第2号)	第5期 申請額計算書	16P
(様式第3号)	第5期 株主及び役員一覧表	17P
	関係諸機関 連絡先	18P

支援金の概要

2 支援金の概要

(1) 目的

三重県特別高圧電力料金高騰対策支援金（第5期）は、エネルギー価格高騰の影響を受ける県内の中小企業者及び小規模企業者（以下、「中小企業者等」という。）に対し、特別高圧電力の使用量に応じた額の支援を行うことで、経営の安定を図ることを目的とするものです。

(2) 「特別高圧電力」とは

「特別高圧電力」とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第2条第1項第3号に規定する特別高圧により供給される電力をいう。

(3) 支援対象者

1. 三重県内に本社又は事業所等を有し、次のいずれかに該当する中小企業者等とします。

- (1) 特別高圧電力を契約し、三重県内で受電する中小企業者等
- (2) 特別高圧電力を契約し、三重県内で受電する商業施設等に
入居する中小企業者等

「中小企業者等」とは、P8に記載

「商業施設等」とは、P9に記載

2. 1に該当する場合でも、みなし大企業の場合は支援対象になりません。

「みなし大企業」とは、P9に記載

3. 資本金又は基本財産の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が、300人以下であり、かつ大企業が実質的に経営に参画していない公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び農事組合法人等の会社以外の法人についても、会社に準じて支援対象になります。但し、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に規定する公共法人、政治団体、宗教法人、医療法人、社会福祉法人及び学校法人は、この限りではありません。

4. 1に該当する場合でも、発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を公的機関等が所有する場合は支援対象になりません。

5. 支援を受けようとする電力が三重県が実施する他の燃料費高騰対策の対象になる場合は支援対象になりません。

2 支援金の概要

(4) 第5期 支援対象期間

【支援対象期間】

令和8年1月分(2月検針分)から3月分(4月検針分)までの電力使用量

※毎月検針を行っている場合は、

令和8年2月から令和8年4月までの連続する3か月間の各月に実施される
3回分で検針された電力使用量を対象とする。

※特別高圧電力を受電している商業施設等に入居する中小企業者等、
電力使用量が把握できない場合、

令和8年1月から令和8年3月までの期間

に商業施設等から請求された月の電気料金をもとに電力使用量を算
出して申請する。

$$\text{電力使用量 (kWh)} = \text{電気料金 (円)} \div \text{料金単価 (円/kWh)}$$

料金単価とは 資源エネルギー庁が提示している

「標準的なご家庭(30Aで400kWhを使用されるご家庭をモデルとして試算)におけ
る電気料金単価」(令和5年6月改定)を用いる。

中部電力管轄であれば、27円/kWh 関西電力管轄であれば、22円/kWh



2 支援金の概要

(5) 第5期 支援額

【支援額】

対象期間の使用量に対して

2円 / kWh を乗じた金額

※申請金額に2円未満の端数が生じた場合は、合計申請額からこれを切り捨てる。

※他の公的機関等による同一の特別高圧電力に対する支援金等を受給している場合、実際に支払った特別高圧電力料金から、当該支援金等のうち特別高圧電力に相当する金額を差し引いた金額が交付の上限額となる。

<例1>

各月の 電力使用量		電力使用量		支援額	
	1月 (2月検針分)	60,350	kWh	120,700	円
2月 (3月検針分)	33,500	kWh	67,000	円	
3月 (4月検針分)	35,000	kWh	70,000	円	
事業所ごと の申請額		257,700		円	

<例2>

商業施設に入居しており、1月で退去、
1月の電気料金が、100,000円の場合（中部電力管轄）

$$100,000 \div 27 = 3,703\text{kWh}$$

（小数点以下切り捨て）

$$3,703\text{kWh} \times 2\text{円/kWh} = 7,406\text{円}$$

申請額 7,406円

2 支援金の概要

(8) 定義1：中小企業者等とは

以下の中小企業者及び小規模企業者を指します。

(8) 定義2：中小企業者とは

「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「中小企業基本法」という。）第2条第1項に準じる次に掲げるものをいう。

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
製造業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(8) 定義3：小規模企業者とは

「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に準じる次に掲げるものをいう。

業種	従業員数
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

(8) 定義4：みなし大企業とは

「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する中小企業者等をいう。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等。ただし、以下が株式を保有する場合はその保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。
 - ・ 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
 - ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(8) 定義5：商業施設等とは

「商業施設等」とは、ショッピングセンター等の商業施設、オフィスビル、工場、その他施設で、店舗やその他事業所が入居する施設をいう。

申請方法

3 申請方法

特設ホームページから申請してください。
なお、WEB申請が難しい場合、郵送により申請してください。

(1) 第5期 WEB申請方法

【第5期】申請方法について

本事業に参加するには、各販売事業者において必要な事務手続きを行うことになります。
以下の方法に従って、各種書類を作成し、ご提出下さい。
本件に関しましては、WEB、郵送にて受付いたします。

申請の手引き ※4月10日に公開予定	三重県特別高圧電力 料金高騰対策支援金 交付要領 ※4月10日に公開予定
WEBでの申請はこちら	郵送での申請はこちら
よくある質問 ※4月10日に公開予定	特別高圧電力を受電する 商業施設等一覧 (随時更新) ※4月10日に公開予定

WEBでの申請方法
※原則WEBにてお申し込みください。

WEBでの申請はこちら  **ここをクリック**

【申請方法】

上の特設ホームページの「WEBでの申請はこちら」から申請

【交付申請期間】

令和8年4月10日（金）から令和8年6月10日（水）まで

(2) 第5期 郵送申請方法

【申請方法】 以下、特設ホームページから該当する関係書類をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送してください。

〈特設ホームページ〉

<https://tokubetsukouatsu.pref.mie.lg.jp/>

【郵送先】

〈郵送申請書類の送付先〉
三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター
愛知県名古屋市中区栄2丁目2-12 NUP伏見ビル6階

※申請書の提出については、簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください。

【交付申請期間】

令和8年4月10日（金）から令和8年6月10日（水）まで **※消印有効**

(3) 第5期 関係書類

< 提出書類一覧 >

	提出書類	提出対象者		
		個人事業者	中小企業者	商業施設等の入居者
1	(様式第1号) 交付申請書兼請求書	○	○	○
2	(様式第2号) 申請額計算書	○	○	○
3	(様式第3号) 株主及び役員一覧表	×	○	○
4	電力使用量が分かる書類	○	○	○
5	特別高圧電力を受電していることが分かる証明書	△ ※ア	△ ※ア	△ ※イ
6	商業施設等に入居していることが分かる証明書 (写しで可)	×	×	○
7	従業員数を確認できる公的な書類	×	△ ※ウ	△ ※ウ
8	振込先口座の情報 (金融機関名、口座番号、名義人など) が分かる書類 (通帳の写し等)	○	○	○
9	上記以外で必要に応じて提出する書類	△ ※エ	△ ※エ	△ ※エ

※ア：「4.電力使用量が分かる書類」で受電する電力が特別高圧電力であることが分からない場合のみご提出ください。

※イ：事前に、三重県へ特別高圧電力を受電していることが分かる証明書を提出している商業施設等に入居している中小企業者等は、省略可です。(三重県へ証明書を提出している商業施設等は次ページ参照。)

※ウ：P8(8)定義2に掲げる表の該当する業種の資本金と照合して、事業者の資本金の額がこれを上回る場合のみ提出が必要です。

※エ：追加の提出書類が必要な場合は事務局から連絡いたします。

特別高圧電力を受電する商業施設等一覧

特別高圧電力を受電する商業施設等一覧（令和8年4月現在）

ここに記載されている商業施設等に入居されている支援対象者につきましては、必要書類の一つである「特別高圧電力を受電していることが分かる証明書」の提出は不要となります。

なお、この一覧は三重県内の特別高圧電力を受電する商業施設等をすべて網羅するものではありません。

所在地	商業施設等	特記事項
東員町	イオンモール東員	
鈴鹿市	イオンモール鈴鹿	
津市	イオンモール津南	
桑名市	イオンモール桑名	1番街から3番街のうち、1番街のみ対象
桑名市	アंक（イオンモール桑名内）	
四日市市	近鉄百貨店 四日市店	
四日市市	トナリエ四日市	
四日市市	アピタ四日市店（トナリエ四日市内）	
津市	国立大学法人 三重大学	上浜キャンパスのみ対象

(様式第1号) 第5期 交付申請書兼請求書 (法人の場合)

様式第1号 記載例 (法人向け)

特別高圧電力料金高騰対策支援金 (第5期) 交付申請書兼請求書

申請日 令和8年 4月 10日

三重県知事 あて

日付を必ず記入。

特別高圧電力料金高騰対策支援金 (第5期) の交付を受けたいので、特別高圧電力料金高騰対策支援金交付要領 (以下「要領」という。) 第6条の規定により、下記のとおり申請します。
三重県において交付決定があった場合は、交付決定日をもって、交付決定額を請求します。

記

- ・本支援金の申請に当たっては、要領を熟読し、内容を理解したこと、要領第4条の《支援対象者》に該当することを誓約します。
- ・申請内容に虚偽及び不正はありません。申請後に虚偽及び不正が判明した場合、申請の取下げ、又は支援金の返還に応じること
- ・申請内容に虚偽や不正が疑われる場合又は暴力団員等であるか否かを確認する場合、三重県警察へ照会されることに同意します。
- ・知事が必要と認める場合に、関係書類の提出、事情聴取、立ち入り検査等の調査を受け入れることに同意します。
- ・補助金の重複申請その他の不適正な申請を防止するため、個人情報を含む申請内容を、他課及びその他公的機関に提供すること、並びに他課及びその他公的機関が実施する他の補助金に関して、当該実施機関に対して、個人情報を含む申請内容の提供を依頼することに同意します。

1. 申請者情報

【法人の場合】

法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4												
フリガナ	●●コウギョウカブシキガイシャ												
法人名	●●工業株式会社												
本社所在地	〒 514 - 8570			三重県津市広明町13番地									
代表者役職・氏名	役職	代表取締役					フリガナ	ミエ イチロウ					
							氏名	三重 一郎					
資本金	1,000,000					円	従業員数	10					名
郵便物の希望送付先住所	□本社所在地と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (以下記載)												
	〒 515 - 0000			三重県松阪市●●町●●番地●●									

【個人事業主の場合】

フリガナ												
店名・屋号												
事業所所在地	〒 -											
フリガナ												
代表者氏名												
代表者生年月日・性別	□大正 □昭和 □平成			年	月	性別	男・女・その他					
	□事業所所在地と同じ □その他 (以下記載)											
郵便物の希望送付先住所	〒 -											

【共通事項】

業種	<input checked="" type="checkbox"/> ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②~④を除く) □②卸売業 □③サービス業 □④小売業										
電話番号・担当者	電話番号	059 - 000 - 0000			担当者	津 太郎					
メールアドレス	aaaaaaa@bb.co.jp										

2. 振込先口座

金融機関コード	1 2 3 4			金融機関名称	●●●● <input checked="" type="checkbox"/> 銀行 □農協 □金庫 □組合						
支店コード	1 2 3			支店名称	▲▲▲▲ □本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 □支所 □出張所						
口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 □当座			口座番号	1 2 3 4 5 6 7						
記号 (ゆうちょ銀行)				番号 (ゆうちょ銀行)							
フリガナ	●●コウギョウカブシキガイシャ										
口座名義	●●工業株式会社										

法人名義の口座で申請してください。

別紙「計算書」内の合計申請額を記入。

3. 申請額・請求額

複数の事業所を一括に申請される場合、全事業所の申請額・請求額の合計値を記入すること。

合計 (申請額・請求額)	257,700	円
--------------	---------	---

- ・上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
- ・上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

(様式第1号) 第5期 交付申請書兼請求書 (個人事業主の場合)

様式第1号 記載例 (個人事業主向け)

特別高圧電力料金高騰対策支援金 (第5期) 交付申請書兼請求書

申請日 令和8年 4月 10日

三重県知事 あて

日付を必ず記入。

特別高圧電力料金高騰対策支援金 (第5期) の交付を受けたいので、特別高圧電力料金高騰対策支援金交付要領 (以下「要領」という。) 第6条の規定により、下記のとおり申請します。
 三重県において交付決定があった場合は、交付決定日をもって、交付決定額を請求します。

記

- 本支援金の申請に当たっては、要領を熟読し、内容を理解したこと、要領第4条の《支援対象者》に該当することを誓約します。
- 申請内容に虚偽及び不正はありません。申請後に虚偽及び不正が判明した場合、申請の取下げ、又は支援金の返還に応じること
- 申請内容に虚偽や不正が疑われる場合又は暴力団員等であるか否かを確認する場合、三重県警察へ照会されることに同意します。
- 知事が必要と認める場合に、関係書類の提出、事情聴取、立ち入り検査等の調査を受け入れることに同意します。
- 補助金の重複申請その他の不適正な申請を防止するため、個人情報を含む申請内容を、他課及びその他公的機関に提供すること、並びに他課及びその他公的機関が実施する他の補助金に関して、当該実施機関に対して、個人情報を含む申請内容の提供を依頼することに同意します。

1. 申請者情報

【法人の場合】

法人番号											
フリガナ											
法人名											
本社所在地	〒	-									
代表者役職・氏名	役職						フリガナ				
							氏名				
資本金						円	従業員数				名
郵便物の希望送付先住所	<input type="checkbox"/> 本社所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 (以下記載)										
	〒	-									

【個人事業主の場合】

フリガナ	●●ヤ									
店名・屋号	●●屋									
事業所所在地	〒	514	-	0000	三重県津市●●町●●番地●					
フリガナ	ミエ ハナコ									
代表者氏名	三重 花子									
代表者生年月日・性別	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成			年	月	性別	男・女・その他			
事業所所在地	〒	-								
郵便物の希望送付先住所	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 (以下記載)									

【共通事項】

業種	<input type="checkbox"/> ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②~④を除く) <input type="checkbox"/> ②卸売業 <input type="checkbox"/> ③サービス業 <input checked="" type="checkbox"/> ④小売業										
電話番号・担当者	電話番号	059	-	000	-	0000	担当者	三重 花子			
メールアドレス	aaaaaaa@bb.co.jp										

2. 振込先口座

金融機関コード	1	2	3	4	金融機関名称	●●●● <input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合						
支店コード	1	2	3		支店名称	▲▲▲▲ <input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所						
口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座				口座番号	1	2	3	4	5	6	7
記号 (ゆうちょ銀行)					番号 (ゆうちょ銀行)							
フリガナ	ミエ ハナコ											
口座名義	三重 花子											

事業主本人名義の口座で申請してください。

別紙「計算書」内の合計申請額を記入。

3. 申請額・請求額

複数の事業所を一括に申請される場合、全事業所の申請額・請求額の合計値を記入すること。

合計 (申請額・請求額)	257,700	円
--------------	---------	---

・上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
 ・上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

(様式第2号) 第5期 申請額計算書

申請額計算書

記載例

様式第2号

・申請対象の事業所数に関わらず、全ての事業所の情報を下記に記入すること。
 ・申請額に関しては、各月の電気使用実績 (kWh) に支援単価 (2円/kWh) を乗じて1円未満を切り捨てた額を各月の申請額とし、事業所合計申請額には各月の申請額の合計値を記入すること。
 ・特別高圧電力を受電している商業施設等に入居する中小企業者等で、電力使用量が把握できない場合には、Q&Aを参考に各月の支援額を計算してください。
 (その場合、電力使用量の欄は空欄のままにしてください)
 ※エクセルデータに電力使用量を直接入力した場合、支援額が自動計算され入力されます。

事業所名	事業所所在地	特高受電施設名 <small>特別高圧電力を直接受電している事業所は「直接受電」と記入する</small>	電力使用量		支援額		電力使用量		支援額	
			kWh	円	kWh	円	kWh	円	kWh	円
●●工業株式会社	三重県津市広明町13番地	直接受電	60,350	120,700						
各月の電力使用量	1月 (2月検針分)		33,500	67,000						
	2月 (3月検針分)		35,000	70,000						
	3月 (4月検針分)		257,700							
事業所ごとの申請額										
合計申請額										257,700

県内に複数の事業所がある場合、まとめて申請ができます

商業施設等に入居されている場合、入居先の施設名を記載してください

電力使用量を入力すると、支援額が自動計算されます

・上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

4 申請方法

(様式第3号) 第5期 株主及び役員一覧表

個人事業主の方の場合は提出が不要です。

株主及び役員一覧表

1. 株主等一覧表

(令和 8 年 〇 月 〇 日現在)

主な株主 又は出資者	株主名又は出資者名		所在地	大企業	出資比率(%)
	①	三重 太郎	三重県津市●●町●●番地	【 〇 】	25 %
②	三重 花子	三重県津市●●町●●番地	【 〇 】	17 %	
③	株式会社ミエ工業	三重県四日市市▲▲町▲▲番地	【 〇 】	15 %	
④	三重信用金庫	三重県鈴鹿市▲▲町▲▲番地	【 〇 】	14 %	
⑤	有限会社三重商店	三重県桑名市▲▲町▲▲番地	【 〇 】	14 %	
⑥	ほか 5 人			15 %	

2. 役員一覧(監査役を含む。)

役職名	氏名	フリガナ	生年月日(和暦)			性別	会社名 注. 他社と兼務の場合
			年	月	日		
代表取締役	三重 太郎	ミエタロウ	昭和50	●	〇	男	有限会社三重商店【 〇 】
専務取締役	三重 花子	ミエハナコ	昭和60	〇	●	女	なし【 〇 】
監査役	熊野 一郎	クマノイチロウ	平成元	△	▲	男	株式会社尾鷲工業【 〇 】
							【 〇 】
							【 〇 】

※兼業する他社が大企業の場合【 〇 】内に〇を付してください。

・上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター

郵送申請の送付先：

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2丁目2-12 NUP伏見ビル6階

TEL：0120-778-232 ※受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝日は除く）

URL：<https://tokubetsukouatsu.pref.mie.lg.jp/>

三重県 雇用経済部 新産業振興課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL：059-224-3113

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031300547.htm>